

関東地方整備局事業評価監視委員会（平成21年度第5回）
対 象 事 業 一 覧

再評価対象事業

	事 業 箇 所 名	再評価理由
河川事業	1．鬼怒川環境整備事業	
	2．富士川環境整備事業	
	3．利根川下流環境整備事業	

再評価理由

- ：事業採択後5年間が経過した時点で未着工の事業
- ：事業採択後10年間が経過した時点で継続中の事業
- ：準備・計画段階で5年間が経過している事業
- ：再評価実施後5年間が経過している事業
- ：社会情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

事後評価対象事業

	事 業 箇 所 名
河川事業	1．利根川下流環境整備事業（銚子市野尻地区・我孫子市中峠地区）
	2．那珂川環境整備事業
	3．小貝川環境整備事業
	4．神流川環境整備事業
	5．荒川上流直轄河川改修事業（荒川第一調節池）
道路事業	1．一般国道127号 浅間山IC関連
港湾事業	1．横浜港本牧ふ頭地区国際海上コンテナターミナル整備事業
営繕事業	1．九段第3合同庁舎
	2．筑西しもだて合同庁舎

事後評価対象事業（報告）

	事 業 箇 所 名
河川事業	1．五十里ダム水環境改善事業